

アグリビジネス生産性改善支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮城県中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱に基づき、公益財団法人みやぎ産業振興機構(以下「機構」という。)が行うアグリビジネス・チャレンジ支援事業のうち、アグリビジネス生産性改善支援事業(以下「本事業」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「生産性改善」とは、生産現場において生産工程を分析し、問題点や課題を抽出し、最適な生産体制の構築を図ることをいう。

(目的)

第3条 本事業は、県内のアグリビジネス経営体(以下「事業者」)が行う生産性改善を支援することにより、生産効率の向上を図るとともに、改善マインドを持つ人材を育成し、自主的な改善活動の定着を図ることを目的とする。

(支援対象者)

第4条 本事業の対象は、県内の事業所において生産性改善に取り組むアグリビジネス経営体で次の各号の全てに該当する者とする。ただし、公序良俗に反するおそれのある場合は、対象としない。

- (1) 宮城県内で農業を営む者。
- (2) 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)に規定する中小企秋及び創業者であり、宮城県内に本社を有するまたは有する予定のもの及び農事組合法人。
- (3) 年間販売額4,000万円以上で、アグリビジネスに意欲的に取り組む経営体。またはアグリ経営体として機構がみとめる経営体。

(事業内容)

第5条 本事業では、生産性改善に関する専門知識・技術・ノウハウ等を有する専門家等(以下「専門家」という。)を派遣し、県内のアグリビジネス経営体に対する生産性改善の指導を行う。

(委託業務の内容)

第6条 本事業に係る業務は委託により行うものとし、その内容は、以下のとおりとする。

- (1) 改善計画の作成：現場調査、課題の抽出、活動目標の設定等
- (2) 改善活動の実施：現場改善、効果確認、標準化等
- (3) 人材育成の実施：セミナー・OJTの実施等
- (4) その他：機構理事長が必要と認める業務

(委託金額及び事業者の費用負担)

第7条 委託金額の上限額は60万円とし、各金額には消費税及び地方消費税を含むものとする。

2 委託事業に係る事業者の費用負担は、以下のとおりとする。

委託料(消費税及び地方消費税を含む)の10%に相当する額(1円未満の端数は切り上げ。以下「負担金」という。)

(事業要望と事前調査の要請)

第8条 本事業の実施を希望する事業者は、「事前調査要請書」(様式1)を機構理事長に提出するものとし、取り組む生産改善の計画や目標設定に必要な調査等を実施するものとする。

2 事前調査は、「アグリビジネスステージアップ支援事業実施要綱」に基づき同事業の専門家派遣を活用できるものとする。

(生産性改善専門家の選定)

第9条 専門家の選定については、機構との協議の上、事業者の指定する専門家を選定することができるものとする。

2 前項の専門家の指定がない場合は、機構との協議の上、支援要望の内容に合致する専門家を機構が事業者を引き合わせを行い、選定することができるものとする。

(企画提案書の提出)

第10条 本事業の実施を希望する事業者は、「企画提案書(様式2)」に以下の資料を添えて機構理事長に提出するものとする。企画提案書は必ず専門家と連名で提出するものとする。

書類名	事業者	専門家
(1)企画提案書(様式2)	要(連名)	
(2)直近3期分の決算書	要※1	要※2
(3)暴力団排除に関する誓約書(様式3)	要	要
(4)その他、機構理事長が必要と認めたもの	要	要

※1 予備調査で提出している場合は不要とする。

※2 個人事業主である場合は、住民票の写しでも可とする。

(企画提案の審査)

第11条 機構は、企画提案書の内容について、資格審査等を行った後、審査委員会を開催する。

2 審査委員会は、別に定める「アグリビジネス生産改善事業審査委員会運営要領」に基づき、適格性、必要性、実現性、実効性、妥当性、積極性について審査を行うものとする。

3 審査委員会は、前項に基づく審査結果について機構理事長に答申を行うものとする。

(支援の決定)

第12条 機構理事長は、前条の答申を参考として、企画提案書の採否を決定するとともに、その結果について提案者(事業者及び専門家)に「決定通知書(様式4)」により通知するものとする。

(委託契約の締結)

第13条 機構理事長は、前条にて決定した専門家、事業者と三者契約を締結するものとする。

(負担金の納付)

第14条 事業者は、第7条第2項に基づく負担金について、機構からの請求に基づき、機構が指定する期日及び金融機関に、その金額を一括して納付しなければならない。

(委託期間)

第15条 委託期間は、前条の委託契約を締結した日から当該年度の2月20日までの間の必要な期間とする。

(守秘義務)

第16条 予備調査を実施又は委託契約を締結した専門家（以下「受託専門家」という。）は、本事業で知り得た情報を本事業以外の目的に使用し、又は盗用してはならない。また、予備調査決定又は支援決定を受けた事業者の承諾を得ずに第三者に提供又は漏えいしてはならない。

2 本事業終了後も、前項の守秘義務を負うものとする。

(委託料の概算払い)

第17条 受託専門家は、第13条の委託契約に係る委託料について、「委託料（概算払）請求書（様式5）」を提出することにより、契約を締結した日から30日以上を経過した後に、委託金額の2分の1を上限に概算払いを請求することができるものとする。

(業務完了報告)

第18条 受託専門家は、当該年度の3月5日までに「業務完了報告書（様式6）」を機構理事長に提出するものとする。

(業務完了報告書の検収)

第19条 機構理事長は、前条の報告を受けた場合、当該報告書の内容を精査し、必要に応じて現地調査を行い、業務履行の合否を受託専門家に対して通知するものとする。

(委託料の支払い)

第20条 受託専門家は、前条の合格の通知を受けた場合、「委託料請求書（様式7）」により委託料を請求するものとする。ただし、第17条の規定に基づく概算払いを受けた場合、請求額はその差額とする。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、機構理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。